

(1) 利用料金

利用者 負担段階	居住費（滞在費）		食費	合計
	負担限度額(個室)	負担限度額(多床室)	負担限度額	利用者負担額
第1段階	320円/日	0円/日	300円/日	300円/日
第2段階	420円/日	370円/日	600円/日	970円/日
第3段階 (1)	820円/日	370円/日	1,000円/日	1,370円/日
第3段階 (2)	820円/日	370円/日	1,300円/日	1,670円/日
第4段階	1,171円/日	855円/日	1,510円/日	2,365円/日

※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

※ 居住費については、入院又は外泊中でも料金をいただきます。ただし、入院又は外泊中のベッドを入所者の同意を得た上で、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に利用する場合は、入所者から居住費はいただきません。

※ 入院等の外泊期間中は、居住費をお支払いいただきますと居室の確保を致します。

※ 食費(1日あたり)については

(ア) 1510円（内訳 朝食350円、昼食680円、夕食480円）となります。

(イ) その他、入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用は実費となります。

【令和6年8月1日からの居住費】

介護報酬改定に伴い、令和6年8月1日からの居住費は以下に基づき算定します。

(3) - 1 利用料金

利用者 負担段階	居住費（滞在費）		食費	合計
	負担限度額(個室)	負担限度額(多床室)	負担限度額	利用者負担額
第1段階	380円/日	0円/日	300円/日	300円/日
第2段階	480円/日	430円/日	600円/日	1,030円/日
第3段階 (1)	880円/日	430円/日	1,000円/日	1,430円/日
第3段階 (2)	880円/日	430円/日	1,300円/日	1,730円/日
第4段階	1,231円/日	915円/日	1,510円/日	2,425円/日

① 基本料金

【介護福祉施設サービス費】

区分・要介護度	基本単位	利用料	入所者負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
I・II	要介護1	589	6,290円	629円	1,258円	1,887円
	要介護2	659	7,038円	704円	1,408円	2,112円
	要介護3	732	7,817円	782円	1,564円	2,346円
	要介護4	802	8,565円	857円	1,713円	2,570円
	要介護5	871	9,302円	931円	1,861円	2,791円

※1 病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、上記利用料を算定せず1日あたり246単位（利用料：2,627円、1割負担：263円、2割負担：526円、3割負担：789円）を算定します。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しません。

※2 入所者に対して居宅における外泊を認め、当施設が居宅サービスを提供する場合は、1月

に6日を限度として上記利用料は算定せず1日あたり560単位(利用料:5,980円、1割負担:598円、2割負担:1,196円、3割負担:1,974円)を算定します。ただし、※1を算定している場合若しくは、外泊の初日及び最終日は算定しません。

※3 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記金額の97/100となります。

※4 身体的拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

※5 事故発生の防止又はその再発防止のために、指針の整備や研修の実施などを行っていない場合は、1日につき52円(入所者負担:1割6円、2割11円、3割16円)を減算します。

※6 栄養管理について、入所者の栄養状態の維持・改善を図り、入所者に応じた栄養管理を計画的に行っていない場合は、1日につき146円(入所者負担:1割15円、2割30円、3割44円)を減算します。

※7 令和7年3月31日までの間は、業務継続計画未策定の場合でも、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、業務継続計画未策定減算となりません。

※8 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算により、所定単位数の100分の1に相当する単位数が減算となります。

※9 次いずれかに該当する入所者に対しては、介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定します。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 療養室の面積が10.65㎡以下の従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

② 加算料金

加算項目	基本単位	利用料	入所者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36	384円	39円	77円	116円	1日につき
看護体制加算(Ⅰ)ロ	4	42円	5円	9円	13円	1日につき
看護体制加算(Ⅱ)ロ	8	85円	9円	17円	26円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	13	138円	14円	28円	42円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	16	170円	17円	34円	51円	1日につき
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,068円	107円	214円	321円	1月につき(原則3月に1回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,136円	214円	428円	641円	(個別機能訓練加算算定の場合(Ⅰ)ではなく(Ⅱ)を算定。この場合の(Ⅱ)は100単位)
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	128円	13円	26円	39円	1日につき
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	213円	22円	43円	64円	1月につき
個別機能訓練加算(Ⅲ)	20	213円	22円	43円	64円	1月につき
ADL維持等加算(Ⅰ)	30	320円	32円	64円	96円	1月につき
ADL維持等加算(Ⅱ)	60	640円	64円	128円	192円	1月につき
若年性躁狂症入所者受入加算	120	1,281円	129円	257円	385円	1月につき
精神科を担当する医師に係る加算	5	53円	6円	11円	16円	1日につき
初期加算	30	320円	32円	64円	96円	1日につき(入所した日から30日以内)
退所時栄養情報連携加算	70	747円	75円	150円	225円	1回につき※栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
再入所時栄養連携加算	200	2,136円	214円	428円	641円	1回につき
退所前訪問相談援助加算	460	4,912円	492円	983円	1,474円	1回につき
退所前連携加算	500	5,340円	534円	1,068円	1,602円	1回限り

退所時相談援助加算	400	4,272 円	428 円	855 円	1,282 円	1 回につき
退所時情報提供加算	250	2,670 円	267 円	534 円	801 円	1 回限り
退所後訪問相談援助加算	460	4,912 円	492 円	983 円	1,474 円	1 回につき
協力医療機関連携加算(1)	100	1,068 円	107 円	214 円	321 円	1 月につき
協力医療機関連携加算(2)	5	53 円	6 円	11 円	16 円	
栄養マネジメント強化加算	11	117 円	12 円	24 円	36 円	1 月につき
経口移行加算	28	299 円	30 円	60 円	90 円	1 日につき
経口維持加算(Ⅰ)	400	4,272 円	428 円	855 円	1,282 円	1 日につき
経口維持加算(Ⅱ)	100	1,068 円	107 円	214 円	321 円	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90	961 円	97 円	193 円	289 円	1 月につき
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	1,174 円	118 円	235 円	353 円	
療養食加算	6	64 円	7 円	13 円	20 円	1 月につき
特別通院送迎加算	594	6,343 円	635 円	1,269 円	1,903 円	1回につき(1日につき3回を限度)
配置医師緊急時対応加算(Ⅰ)	325	3,471 円	348 円	695 円	1,042 円	1 月につき
配置医師緊急時対応加算(Ⅱ)	650	6,942 円	695 円	1,389 円	2,083 円	1 回につき
配置医師緊急時対応加算(Ⅲ)	1300	13,884 円	1,389 円	2,777 円	4,166 円	1 回につき
看取り介護加算(Ⅰ)	72	768 円	77 円	154 円	231 円	1 回につき
	144	1,537 円	154 円	308 円	462 円	死亡日以前31日以上45日以下
	680	7,262 円	727 円	1,453 円	2,179 円	死亡日以前4日以上30日以下
	1,280	13,670 円	1,367 円	2,734 円	4,101 円	死亡日の前日及び前々日
看取り介護加算(Ⅱ)	72	768 円	77 円	154 円	231 円	死亡日
	144	1,537 円	154 円	308 円	462 円	死亡日以前31日以上45日以下
	780	8,330 円	833 円	1,666 円	2,499 円	死亡日以前4日以上30日以下
	1,580	16,874 円	1,688 円	3,375 円	5,063 円	死亡日の前日及び前々日
在宅復帰支援機能加算	10	106 円	11 円	22 円	32 円	死亡日
在宅・入所相互利用加算	40	427 円	43 円	86 円	129 円	1 月につき
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	32 円	4 円	7 円	10 円	1 日につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	42 円	5 円	9 円	13 円	
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150	1,602 円	161 円	321 円	481 円	1 日につき
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120	1,281 円	129 円	257 円	385 円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,136 円	214 円	428 円	641 円	1 日につき(7日間を限度)
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	32 円	4 円	7 円	10 円	1 月につき
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	138 円	14 円	28 円	42 円	
排せつ支援加算(Ⅰ)	10	106 円	11 円	22 円	32 円	1 月につき
排せつ支援加算(Ⅱ)	15	160 円	16 円	32 円	48 円	
排せつ支援加算(Ⅲ)	20	213 円	22 円	43 円	64 円	
自立支援促進加算	280	2,990 円	299 円	598 円	897 円	1 月につき
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40	427 円	43 円	86 円	129 円	1 月につき
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	534 円	54 円	107 円	161 円	
安全対策体制加算	20	213 円	22 円	43 円	64 円	1 回を限度として算定
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10	106 円	11 円	22 円	32 円	1 月につき
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5	53 円	6 円	11 円	16 円	
新興感染症等施設療養費	240	2,563 円	257 円	513 円	769 円	1月に1回、連続する5日を限度
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1,068 円	107 円	214 円	321 円	1 月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	106 円	11 円	22 円	32 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	234 円	24 円	47 円	71 円	1 日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	192 円	20 円	39 円	58 円	

サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6	64 円	7 円	13 円	20 円	
介護職員等ベースアップ等 支援加算	所定単 位数の 16/1000	左記の単 位数×地 域区 分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に 各種加算・減算を加 えた総単位数(所定 単位数) ※介護職員等特定 処遇改善加算、介護 職員処遇改善加算 を除く。
介護職員等特定処遇改善加 算 (Ⅰ)	所定単 位数の 27/1000	左記の単 位数×地 域区 分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に 各種加算・減算を加 えた総単位数(所定 単位数) ※介護職員処遇 改善加算を除く
介護職員等特定処遇改善加 算 (Ⅱ)	所定単 位数の 23/1000					
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単 位数の 83/1000	左記の単 位数×地 域区 分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費 に各種加算・減 算を加えた総単 位数(所定単 位数)
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単 位数の 60/1000					
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単 位数の 33/1000					

※ 日常生活継続支援加算は、居宅での生活が困難であり、当施設への入所の必要性が高いと認められる重度の要介護状態の者や認知症である者等を積極的に受け入れるとともに、介護福祉士資格を持つ職員を手厚く配置し、質の高い介護福祉施設サービスを提供した場合に算定します。

※ 看護体制加算は、看護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※ 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当施設の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当施設を訪問し、当施設の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

※ 個別機能訓練加算(Ⅰ)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定します。個別機能訓練加算(Ⅲ)は、個別機能訓練加算(Ⅱ)・口腔衛生管理加算(Ⅱ)および栄養マネジメント強化加算を算定し、入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報および入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有し、共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有している場合に算定します。

※ ADL等維持加算は、一定期間に、入所者のADL(日常生活動作)の維持又は改善した度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。

※ 若年性認知症入所者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の入所者を対象に介護福祉施設サービスを行った場合に算定します。

※ 専従の常勤医師の配置に係る加算は、常勤の医師を1名以上配置している場合に算定します。

※ 精神科を担当する医師に係る加算は、認知症の入所者が全入所者の3分の1以上を占め、精神科を担当する医師により定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合、算定します。

※ 障害者生活支援体制加算は、視覚障害者等である入所者の数が15以上であって、障害者生活支援員として専従する常勤の職員を必要数配置している場合に算定します。

※ 初期加算は、当施設に入所した日から30日以内の期間について算定します。

※ 再入所時栄養連携加算は、当施設に入所していた者が退所し病院又は診療所に入院後、再度当施設に入所する際、当初に入所していた時と再入所時で栄養管理が異なる場合に、当施設の管理栄養士が入院先の病院等の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合に算定します。

※ 退所時栄養情報連携加算は、厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対して、管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合に算定します。

※ 退所前訪問相談援助加算は、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先だって、介護支援専門員、生活相談員等が、入所者が退所後生活する居宅を訪問し、入所者及び家族に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合に算定します。

※ 退所後訪問相談援助加算は、退所後30日以内に入所者の居宅を訪問し、入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に算定します。

※ 退所時相談援助加算は、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合、退所時に入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所から2週間以内に退所後の居住地の市町村及び老人介護支援センターに対して入所者の介護状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供した場合に算定します。

※ 退所前連携加算は、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合に、退所に先立ち入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、入所者の介護状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供し、居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合、算定します。

※ 退所時情報提供加算は、医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定します。

※ 協力医療機関連携加算は、協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合に算定します。

※ 特別通院送迎加算は、透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合に算定します。

※ 栄養マネジメント強化加算は、低栄養状態又はそのおそれのある入所者に対して、他職種共同で栄養ケア計画を作成し、これに基づく栄養管理を行うとともに、その他の入所者に対しても食事の観察を行い、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に、算定します。

※ 経口移行加算は、医師の指示に基づき他職種共同にて、現在経管による食事摂取をしている入所者ごとに経口移行計画を作成し、それに基づき管理栄養士等による支援が行われた場合、算定します。

※ 経口維持加算は、現在食事を経口摂取しているが摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき他職種共同にて食事観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し、それに基づき、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行っている場合に算定します。

※ 口腔衛生管理加算は、歯科衛生士が入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行い、当該入所者に係る口腔衛生等の管理の具体的な技術的助言及び指導等を介護職員に行っている場合に、算定します。

※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。

※ 配置医師緊急時対応加算は、当施設の配置医師が求めに応じ早朝、夜間又は深夜に当施設を訪問して入所者に対して診療を行った場合、その時間帯に応じて算定します。

※ 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、他職種共同にて介護に係る計画を作成し、入所者又は家族の同意のもと、入所者がその人らしく生き、その人らしい最後を迎えられるように支援した場合に算定します。

※ 在宅復帰支援機能加算は、入所者の家族と連絡調整を行い、入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っている場合に算定します。

※ 在宅・入所相互利用加算は、可能な限り在宅生活を継続できるよう複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間を定めて当施設の居室を計画的に利用する場合に、該当の入所者に対して算定します。

※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症

の入所者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

※ 認知症チームケア推進加算は、認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組み、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している場合に算定します。

※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に施設サービスを利用することが適当であると判断した入所者に対し、サービスを提供した場合に算定します。

※ 褥瘡マネジメント加算は、入所者ごとに褥瘡の発生とリスクを評価し、多職種共同にて褥瘡ケア計画を作成し、計画に基づく褥瘡管理を行うとともに、そのケアの内容や状態を記録している場合に算定します。

※ 排せつ支援加算は、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について、多職種共同にて、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づく支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に算定します。

※ 自立支援促進加算は、医師が入所者ごとに自立支援に係る医学的評価を行い、自立支援の促進が必要であると判断された入所者ごとに多職種共同で支援計画を作成し、これに基づくケアを実施した場合に算定します。

※ 科学的介護推進体制加算は、入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。

※ 安全対策体制加算は、事故発生又はその再発防止のために必要な措置を講じるとともに、安全対策の担当者が必要な外部研修を受講し、施設内に安全管理部門を設置するなど組織的な安全対策体制が整備されている場合に、算定します。

※ 高齢者施設等感染対策向上加算は、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を所定回数受けている場合又は感染者の診療等を実施する医療機関との連携体制を構築し、感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けている場合に算定します。

※ 新興感染症等施設療養費は、入所者等が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に算定します。

※ 生産性向上推進体制加算は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、見守り機器等のテクノロジーを導入し、所定回数業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行っている場合に算定します。

※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た施設が、入所者に対して施設サービスを行った場合に算定します。

※ 介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。なお、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定します。

※ 地域区別の単価(3級地 10.68円)を含んでいます。

※ (利用料について、施設が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(入所者負担額を除く)申請を行ってください。

【令和6年6月1日からの介護職員等処遇改善加算】

介護報酬改定に伴い、令和6年6月1日から現在の介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、下記加算「介護職員等処遇改善加算」に一本化することに伴い、下記（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）何れかと（Ⅴ）（Ⅰ）～（Ⅰ４）何れかの加算を加えて算定します。

②-1 加算料金

加算項目	基本単位	利用料	入所負担	算回数	加算項目	基本単位
			1割負担	2割負担		
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 140/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数（所定単位数）
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 136/1000					
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 113/1000					
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 90/1000					
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅰ）	所定単位数の 124/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅱ）	所定単位数の 117/1000				
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅲ）	所定単位数の 120/1000				
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅳ）	所定単位数の 113/1000				
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅴ）	所定単位数の 101/1000				
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅵ）	所定単位数の 97/1000				
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅶ）	所定単位数の 90/1000				
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅷ）	所定単位数の 97/1000				
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅸ）	所定単位数の 86/1000				
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅹ）	所定単位数の 74/1000				
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅺ）	所定単位数の 74/1000				
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅻ）	所定単位数の 70/1000				
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅼ）	所定単位数の 63/1000				
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅽ）	所定単位数の 63/1000				

	介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の 47/1000					
--	--------------------	-------------------	--	--	--	--	--

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定します。

③ その他の料金

	項目	内容	利用料金
1	教養娯楽費	レクリエーション、クラブ活動参加費としての材料費等	実費相当額
2	理美容代	理容・美容サービス料	実費相当額
3	日常生活管理費	保険証等の貴重品の保管に対する手数料	500円/月
4	支払い代行管理費	日常生活品や嗜好品等の買い物や付随する支払い代行等に係る手数料	500円/月
5	家電使用料	テレビ類等の使用に伴う使用料	1,000円/月
6	契約書第7条に定める所定の料金	契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金	10割負担
7	コピー代	契約者等がサービス提供についての複写物等を必要する場合の実費相当額	1枚10円
8	その他	指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの	実費相当額

※ 日常生活管理費及び支払い代行管理費について

入所者の希望により、保険証等の保管及び日常生活品や嗜好品等の買い物や付随する支払い代行等を行います。

管理者：生活相談員

※ 経済情勢の著しい変動、その他やむを得ない事由が生じた場合、相当な額に変更することがあります。ただし、その場合は、事前にその内容と変更する事由等について予め(概ね1ヶ月前)説明のうえとします。

※ 上記金額については、別途消費税を徴収します。